融資あっせんフローチャート (1)宅内排水設備工事の見積り依頼(お客様→業者) ②工事契約(お客様・業者) ②貸付要件に該当するか否か確認(お客様→金融機関) ②宅内排水設備工事申請書提出(業者→水道局) ↓認可 ③工事着工(業者) 該当する ④工事完了届提出(業者→水道局) ⑤完了検査(水道局職員・業者) 合格 ⑥ 融資あっせん申請書提出(お客様→水道局)※完了検査合格後

- ⑦ 金融機関との協議(水道局→金融機関) ↓了承
- ⑧ お客様へ決定通知書送付(水道局→お客様)
- ⑨ 金融機関から融資(金融機関→お客様) 毎月5のつく日(5日・15日・25日) 休日の場合は、金融機関によりその前後。

改造資金(限度額80万円)

金融機関の貸付要件に該当することを事前に金融機関に確認してください。 原則、別世帯の市内居住者の保証人が必要です。 年齢によっては、金融機関に断られる場合もございます。

特別資金(限度額200万円)

金融機関の貸付要件に該当することを事前に金融機関に確認してください。 金融機関の保障会社で保障するため、保障料(残元金の1.5%程度)が掛かります。 年齢によっては、金融機関に断られる場合もございます。

"市でお金を貸してくれるの?"とお問い合わせがありますが、お客様の利子を市で全額負担 する制度でございますので、借入契約はお客様の付き合いのある金融機関と行っていただきます。

> お問合せ先 水道局上下水道課 宅内サービス係 026-248-9013(課専用)